

.....第5回臨時会及び第6回定例会において、議員提案された下記の意見書が可決され、国会（衆参両院議長）及び関係行政庁（関係大臣）に提出されました。.....

道路整備の推進に関する意見書

道路は、活力ある地域づくりや都市づくりを推進し、また、安全で安心な市民生活を実現する上で、欠くことのできない最も基礎的な社会基盤施設であり、道路整備に対する地域ニーズは非常に高く、今後とも、計画的かつ着実にその整備を促進していくことが重要である。

本市においては、平成16年12月に久慈郡金砂郷町、同郡水府村及び同郡里美村と合併したところであるが、行政面積が県内で最大となり、山が多く地形的な制約もあり、また、公共交通体系が脆弱なことから、自動車交通への依存度が非常に高く、道路網の整備・充実 isNew 市の一体性の確保と広域的な道路ネットワークの拡充を図るため、必要不可欠である。

このため、本市においては市内各地域及び近隣市町との円滑な交流・連携を促進する道路網の整備を進めるとともに、人や自然にやさしい交通環境の整備に努めているところである。

しかしながら、本市の道路整備水準は未だ十分とはいえず、広域的な交流・連携の基盤となる基幹道路から、市民生活を支える身近な生活道路に至るまで早急な整備を図る必要があり、また、新たな社会環境の変化に対応した道路環境対策及び救急医療支援、交通安全対策、道路防災対策など計画的かつ緊急的な整備推進が強く求められているところである。

よって、国におかれては、引き続き地方の道路整備の実情と重要性を深く認識され、道路整備を計画的かつ重点的に推進するため、地方の声を十分に反映されるとともに、道路直轄事業の地方負担金も含めた道路整備の財源確保について、特段の配慮がなされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年11月21日

常陸太田市議会

〔提出先〕衆参両院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、財務大臣、総務大臣

真の地方分権改革の確実な実現を求める意見書

「三位一体の改革」は、小泉内閣総理大臣が進める「国から地方へ」の構造改革の最大の柱であり、全国一律・画一的な施策を転換し、地方の自由度を高め、効率的な行財政運営を確立することにある。

地方六団体は、平成18年度までの第1期改革において、3兆円の税源移譲を確実に実施するため、昨年の3.2兆円の国庫補助負担金改革案の提出に続き、政府からの再度の要請により、去る7月20日に残り6,000億円の確実な税源移譲を目指して、「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」を取りまとめ、改めて小泉内閣総理大臣に提出したところである。

政府・与党においては、去る11月30日、「三位一体の改革について」決定され、地方への3兆円の税源移譲、施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲の対象とされ、また、生活保護費負担金の地方への負担転嫁を行わなかったことは評価するものであるが、「地方の改革案」になかった児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引き下げなど、真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題も多く含まれ、今後、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、「地方の改革案」に沿って平成19年度以降も「第2期改革」として、更なる改革を強力に推進する必要がある。

よって、国においては、平成18年度の地方税財政対策において、真の地方分権改革を実現するよう、下記事項の実現を強く求める。

記

1 地方交付税の所要総額の確保

平成18年度の地方交付税については、「基本方針2005」の閣議決定を踏まえ、地方公共団体の安定的財政運営に支障を来たすことのないよう、地方交付税の所要総額を確保すること。

また、税源移譲が行われても、税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。

2 3兆円規模の確実な税源移譲

3兆円規模の税源移譲に当たっては、所得税から個人住民税への10%比例税率化により実現すること。

また、個人所得課税全体で実質的な増税とならないよう適切な負担調整措置を講ずること。

3 都市税源の充実確保

個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であり、市町村への配分割合を高めること。

4 真の地方分権改革のための「第2期改革」の実施

政府においては、「三位一体の改革」を平成18年度までの第1期改革にとどめることなく、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、平成19年度以降も「第2期改革」として「地方の改革案」に沿った更なる改革を引き続き強力に推進すること。

5 義務教育費国庫補助負担金について

地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、「地方の改革案」に沿った税額移譲を実現すること。

6 施設整備費国庫補助負担金について

施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲割合が50%とされ、税源移譲の対象とされたところではあるが、地方の裁量を高めるため、「第2期改革」において、「地方の改革案」に沿った施設整備費国庫補助負担金の税源移譲を実現すること。

7 法定率分の引き上げ等の確実な財源措置

税源移譲に伴う地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税法の原則に従い、法定率分の引き上げで対応すること。

8 地方財政計画における決算かい離の同時一体的な是正

地方財政計画と決算とのかい離については、平成18年度以降についても、引き続き、同時一体的に規模是正を行うこと。

9 「国と地方の協議の場」の制度化

「真の地方分権改革の確実な実現」を推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的に開催し、これを制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年12月14日

常陸太田市議会

〔提出先〕衆参両院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、経済財政政策・金融担当大臣、財務大臣、総務大臣